

## 「共謀罪」法案の参議院本会議強行成立に対する抗議声明

自民・公明の与党と維新の会などは本日早朝（6月15日）、参議院本会議において、過去3度廃案となった「共謀罪」と本質的には何ら変わらない「テロ等準備罪」を「数の力」で強行採決した。それも、委員会採決を省略し「中間報告」を経ての究極の強行採決である。国会法では「特に緊急を要する・必要がある場合は委員会採決を省略し本会議で中間報告を経て採決できる」とある。どこが「緊急」「必要」なのか。東京都議選への影響や加計学園問題の追及逃れなど政治日程ありき、さらには公明党の法務委員会委員長に対する「混乱回避」など、自民党の行政の私物化・公明党に対する「忖度」を優先する、国民の声も議論も無視する、極めて横暴な前代未聞の暴挙を断じて許すことはできない。「計画すること」「話し合うこと」だけで罪になるという「思想・良心の自由」を侵害する憲法違反の暴挙に満身の怒りを持って抗議し、ただちに「共謀罪」の廃止を強く求める。

政府は、「国際組織犯罪防止条約」の締結に「共謀罪」の制定は不可欠とし、その意義を「東京五輪開催のための『テロ対策』」と繰り返し説明してきた。しかし、この条約の「立法ガイド」を作成した米ノースイースタン大学のニコス・バッサス教授が「条約はテロ対策が目的ではない」と明言した。また、3月にロンドンで起きたような「単独テロは対象でない」と政府が明言したように、「テロ対策」ではない。

また、政府は捜査対象を「組織的犯罪集団」に限定したとして「一般の人は対象とならない」とした。しかし、参議院の審議では「組織的犯罪集団に属さない周辺者も適用となること」を認めたように、一般人に対象が広がる懸念が明らかになった。また、「もともとは正当な活動をしていた団体でも、性質が犯罪目的に一変すれば適用対象となる」とする見解を示した。その「一変したかどうか」は捜査機関が「実態を調べ総合的に判断する」としている。捜査当局による日常的な監視活動が行われ、「不正なことを計画しているらしい」という曖昧な状況で捜査が始まることから、一般の市民・団体に捜査対象が恣意的に際限なく広がることは明らかである。

そのほかにも、資金の用意や現場の下見などの「実行準備行為」は、日常的な行為に過ぎず線引きが曖昧であるということや、実行後の処罰を原則としてきたこれまでの刑法の体系を根底から覆すものであること、国連プライバシー権に関する特別報告者であるジョセフ・ケナタッチさんが、「広範な適用範囲によって、プライバシーに関する権利と表現の自由への過度の制限につながる可能性がある」と懸念する公開書簡に対して、政府が「明らかに不適切であり強く抗議する」と真摯に向き合わないことなど、多くの問題を抱えたままである。

そして、何よりも、対象犯罪を277に絞ったとしているが、ターゲットとなる対象犯罪は権力側では明確になっている。それは、沖縄の辺野古新基地建設に反対する沖縄平和運動センターの山城博治議長に対する「威力業務妨害罪」での不当な逮捕・長期拘留で明らかとなっている。捜査当局が、安倍政権の政策に異を唱える市民団体などにも疑いをかけ、「計画」や「準備行為」を把握し任意捜査・不当逮捕となれば、ほとんどの市民は市民運動に参加すること自体をためらうようになる。ここに「萎縮効果」が生まれ、自由にものが言えない戦前・戦中の社会に逆行する。

安倍晋三首相は、歴代政権が憲法違反としてきた「集団的自衛権」の行使容認を閣議決定したうえで、2015年9月19日に「戦争法」を強行成立させた。そして、今回の「共謀罪」法案の強行成立である。憲法無視、国会軽視、国民不在の安倍内閣には即刻退陣を求める。

北海道平和運動フォーラムは、監視社会につながる人権侵害の「共謀罪」法案の参議院での強行成立に断固抗議し、引き続き、「戦争をさせない北海道委員会」の運動に結集し、「廃止」に向けて総力をあげてたたかう。

2017年6月15日

北海道平和運動フォーラム